

大館市資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を取得する際の**経費の2分の1（1人最大10万円）※**について
大館市が支援します

※交付額は千円未満切り捨て

申請者と対象者

申請者・・・**経費を負担した、中小企業等の市内事業所または下記対象者**

- ※福祉系の事業所は1事業者（1法人）を1事業所とみなします
- ※他の補助制度（教育訓練給付制度を除く）との重複適用がないこと
- ※申請者は補助の申請時において市税等に滞納の無いこと
- ※事業所が申請する場合は、市外の住所地から通勤しているかたも可

対象者・・・**市民で資格取得年度当初における満年齢が65歳未満の下記のかた**

- 1. 在職者（市内事業所に勤務しているかた）**
 - ※申請できる対象者は、1事業所につき同一年度3人まで
 - ※在職者が申請する場合は、事業所から同意を得ていること
- 2. 求職者（ハローワーク大館に求職登録をしている無職のかた）**
- 3. 高校生（高等学校に在籍している生徒 ※市外に通学している高校生も可）**
 - ※申請者は高校生の保護者
 - ※高校生・保護者とも、本市に住所を有すること

対象資格

別表に掲げる資格

例：大型特殊自動車免許、フォークリフト運転技能講習修了、技能検定など

※同一年度1人1種類まで

※結果的に資格を取得できなかった場合は、翌年度1回限り同じ資格で申請可

対象経費

資格取得に**必ず要する受講料**（教材費含む）、**受験料**、**登録料**など

※結果的に資格を取得できなかった場合も対象とする

※参考書の購入費や旅費等は除く

申請期限

資格を取得した日（合否が判明した日、交付日等）から6か月以内

※結果的に資格を取得できなかった場合は、合否が判明した日から6か月以内

手続き

補助金交付申請書に下記の書類を添えて商工課商工係へ提出してください

- ① 申請者の住民票（法人の場合は定款等の写し）
- ② 市税について未納税額がない証明（税務課または比内・田代総合支所の税窓口で発行）
- ③ 資格の名称や取得状況、認定者等のわかる書類（受験票や免許証、合格証等）の写し
- ④ 支払った金額のわかる書類（領収書等）の写し
- ⑤ 債権者登録申請書
 - ・ 在職者の場合は、①～⑤に事業所の同意書
 - ・ 求職者の場合は、①～⑤にハローワークカード等の写し
 - ・ 高校生の場合は、②～⑤に学生証の写しと住民票（保護者と本人のもの）

※その他、必要に応じて書類の追加を求める場合があります

お問い合わせ先

大館市産業部商工課商工係 ☎017-0897 大館市字三ノ丸13番地19 ☎43-7071

申請書等は**大館市ホームページ**でダウンロードすることもできます
この制度の紹介ページは**こちら** <http://www.city.odate.akita.jp/dcity/syoko/23-7328.html>